

第56号議案

中間市総合計画条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

中間市長 福田 浩

中間市総合計画条例

(趣旨)

第1条 この条例は、中間市（以下「市」という。）における総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市政全般にわたる総合的な計画であつて、基本構想、基本計画及び実施計画により構成されるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的展望に立ち、目指すべき将来の市の姿及びまちづくりの方向性を示す構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき策定する市政全般に係る基本的な施策に関する計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき策定する具体的な事務及び事業の実施に関する計画をいう。

(総合計画の策定)

第3条 市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図ることを目的として、総合計画を策定するものとする。

(議会の議決)

第4条 市長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(中間市総合計画策定審議会の設置)

第5条 総合計画の策定に関する市長の諮問に応じ、審議及び答申を行うため、中間市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会への諮問)

第6条 市長は、次の事項について、あらかじめ、審議会に諮問をするものとする。ただし、基本構想又は基本計画を変更しようとする場合であつて、当該変更が軽微なものであると市長が認めるときは、諮問をすることを要しない。

- (1) 基本構想を策定し、又は変更すること。
- (2) 基本計画を策定し、又は変更すること。

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、総合計画に関する事項であつて審議会の意見を聴く必要があると認めるものについて、審議会に諮問をすることができる。

(組織)

第7条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他の市政に優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第8条 委員の任期は、総合計画の諮問に係る審議が終了し、答申を行う日までとする。

ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長及び副会長を定めていないときは、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第11条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他の協力を求めることができる。

(総合計画との整合)

第12条 市は、個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、変更し、又は廃止するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(中間市総合計画策定審議会条例の廃止)
- 2 中間市総合計画策定審議会条例(平成26年中間市条例第5号)は、廃止する。
(中間市総合計画策定審議会条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の中間市総合計画策定審議会条例(次項において「旧条例」という。)第2条に規定する中間市総合計画策定審議会になされた諮問であって、この条例の施行の際、諮問に対する答申がなされていないものは、審議会になされたものとみなす。
- 4 この条例の施行前に旧条例第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命された委員及び第5条第2項の規定により互選された会長又は副会長であって、この条例の施行の際、現にこれらの職にあるものについては、旧条例第4条の規定による任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。